

# IFRIC12号 「サービス譲与契約」について 公共インフラ事業に携わる営業者様へのサービスご紹介



- IFRIC12 は従来の会計処理と大きく異なり、収益の認識パターンは前倒し傾向にある。IFRS 導入に際し、将来期待していた収益の相当額が日の目を見ない収益として剰余金に包含されてしまう
- 公共インフラ事業のうち公的機関がそのインフラの運営方針や残余持分を実質支配している場合、IFRIC12 の適用対象となる
- IFRIC12 が適用となる場合、有形固定資産の代わりに金融資産あるいは無形資産が計上される

## 1. IFRIC12とは

IFRIC12は民間の営業者が公共セクターから公共インフラの建設、修繕、運営サービスの運営を委譲される場合に、民間営業者側が実施すべき会計処理を規定しており、道路、橋、発電設備、上下水道、空港、病院といったサービスに適用されます。IFRIC12は、わが国の会計慣行とコンセプトが大きく異なっており、財務、中長期計画および経営判断に多大なインパクトをもたらします。

## 2. IFRIC12のポイント

- サービス委譲契約の一環で建設・修繕されるインフラを、工事完了時に公共セクターに売却するとみなし、公正価値により工事収益を認識します。そのため、将来収益の一部が、前倒し計上されます。
- 建設の見返りとして、公共セクターから現金あるいはその他の金融資産を受け取る無条件の契約上の権利を付与される場合、金融資産を認識します。この時、対象資産がいわゆる債権に該当する場合、実効金利法の適用により、収益が前倒し計上される傾向がより顕著に表れます。
- 一方、建設の見返りとして、公共セクターからサービス利用者に対し、料金を徴収する権利を与えられる場合、無形資産(ライセンス)を認識します。認識した無形資産には、工事完了時に認識した利益が含まれるため、償却負担は一般的に増加します。

## 3. IFRIC12の適用対象および範囲

公共セクターが、1.サービス内容、サービス提供先、価格に対する支配・規制を有し、2.契約終了時点で存在する残余持分に対して重要な支配を有する場合(契約終了時に残余持分が残らない場合も含む)に限り、IFRIC12を適用します。

## 4. 初度適用時の考慮事項

実行不可能な場合を除き、遡及して会計処理を行うことが要求されます。そのため、初度適用に備えて、取引条件や契約条項の確認や決算体制を整備しておくことをお勧めします。

## 5. なぜ今から準備が必要か

IFRIC12適用案件は収益が前倒し計上される特徴があり、予定した収益や純利益が計上できなくなる可能性があります。また、会計処理の遡及適用が原則要求されるため、初度適用時には現行基準との累積的な差異が、利益剰余金に顕在化します。そのため、重要な契約を公共セクターと締結する場合、既存案件の会計処理を行う場合、中長期事業計画を策定する場合には、IFRIC12がもたらす潜在的なインパクトを事前に調査・分析しておくことをお勧めします。

## 6. PwCが提供するサービス

- 私たちは、お客様のニーズを踏まえ、IFRIC12について以下のようなサービスを提供することにより会計アドバイザーとして事業を支援します。
- 既存案件についてIFRSが事業計画・財務諸表に及ぼすインパクトについてアドバイスを提供します。
  - 契約書をレビューし、IFRIC12の適用の有無、マージン率等の設定について、適切な会計処理を行うために必要なサポートを行います。
  - 新規案件・企業結合案件についてIFRIC12の取り扱いを含む会計戦略から、バリュエーション、税務戦略まで一貫したサービスを提供することができます。
  - 統一的な会計処理を行う上で必須となる、アカウンティングポリシーの整備をサポートします。

## お問い合わせ先 (日本語・英語対応)

あらた監査法人  
〒104-0061 東京都中央区銀座 8-21-1  
住友不動産汐留浜離宮ビル 23F  
aarata.fra-grgcs.ipo@jp.pwc.com

クウ ウェイ 財務報告アドバイザリー部 パートナー  
080-1001-5967  
[wei.w.ku@jp.pwc.com](mailto:wei.w.ku@jp.pwc.com)  
本間タイソン 財務報告アドバイザリー部 ディレクター  
090-8492-4822  
[tyson.homma@jp.pwc.com](mailto:tyson.homma@jp.pwc.com)

あらた監査法人は世界最大級の会計事務所であるPwCグローバルネットワークの日本におけるメンバーファームです。